

熊本県歯

Vol. 1
2015.5.29 発行
国保だより

国保だよりはホームページからも閲覧できます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

平成27年4月より**保険料**が変わりました！

後期高齢者支援金分保険料

全ての保険者
(0歳以上75歳未満)

3,300円
新

← 3,400円
旧

保険料の月額

種別	介護 保険料	月額	内 訳
			(医療給付分 + 後期高齢者支援金分 + 介護)
甲種組合員	あり	22,900 + 所得割額	所得割額+16,000 + 3,300 + 3,600
	なし	19,300 + 所得割額	所得割額+16,000 + 3,300
乙種組合員	あり	15,400	8,500 + 3,300 + 3,600
	なし	11,800	8,500 + 3,300
勤務医	あり	18,400	11,500 + 3,300 + 3,600
	なし	14,800	11,500 + 3,300
甲乙種家族	あり	10,900	4,000 + 3,300 + 3,600
	なし	7,300	4,000 + 3,300

当月分の保険料は、当月の24日に引き落としとなります。
(24日が土・日・祝日の場合は銀行の翌営業日)
保険料の明細書は、原則毎月5日の発送物に同封いたします。

出産育児一時金の申請

妊娠・出産は病気とみなされないため、正常な分娩の場合は健診費用や分娩費用等は全て自費扱いになります。高額となる出産費用の一部をまかなうのが「出産育児一時金」です。

組合に加入している人が出産した場合、**1児につき42万円**が支給されます。
(妊娠85日以上であれば、生産、死産、流産の別は問いません)

産科医療補償制度に加入している分娩機関でお産をした場合、それ以外の場合は39万円

申請方法

原則、直接病院と「合意文書」を交わしていただきます

原則として、組合員の方が直接病院と「合意文書」を交わしていただくことで、**当組合から直接病院等**に出産育児一時金等が支払われます（直接支払制度といいます）。

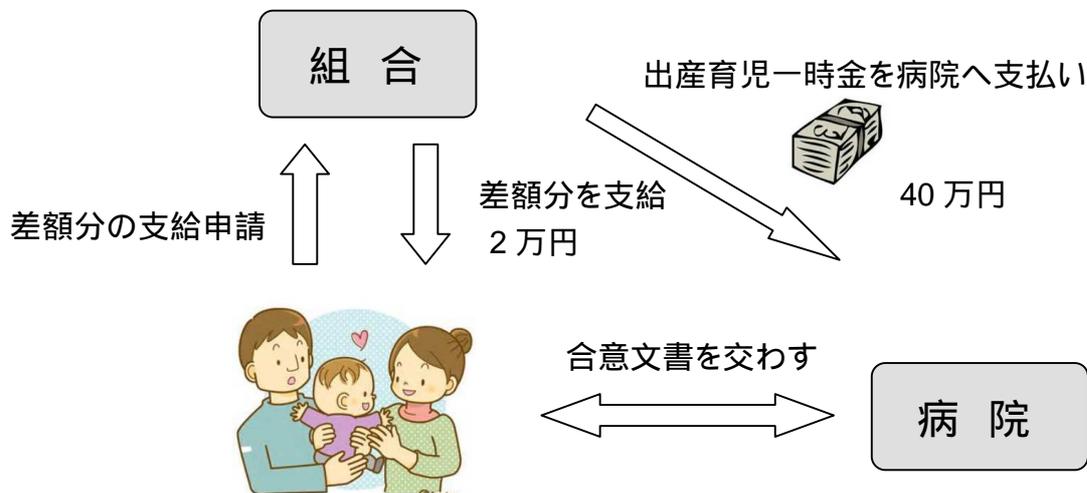
直接支払制度を希望されない場合は出産後に組合員に支払う制度をご利用頂くことも可能です。その場合、一旦全額を病院等にお支払い頂くことになります。

差額分が生じた場合、当組合に申請ください

出産にかかった費用が**出産育児一時金の支給額未満であった場合**には、その差額分は後日、組合員の方から当組合に請求することにより支給されます。

支払いの流れ

例) 出産費用に40万円かかった場合



健康保険適用除外申請は忘れずに！

注意！！

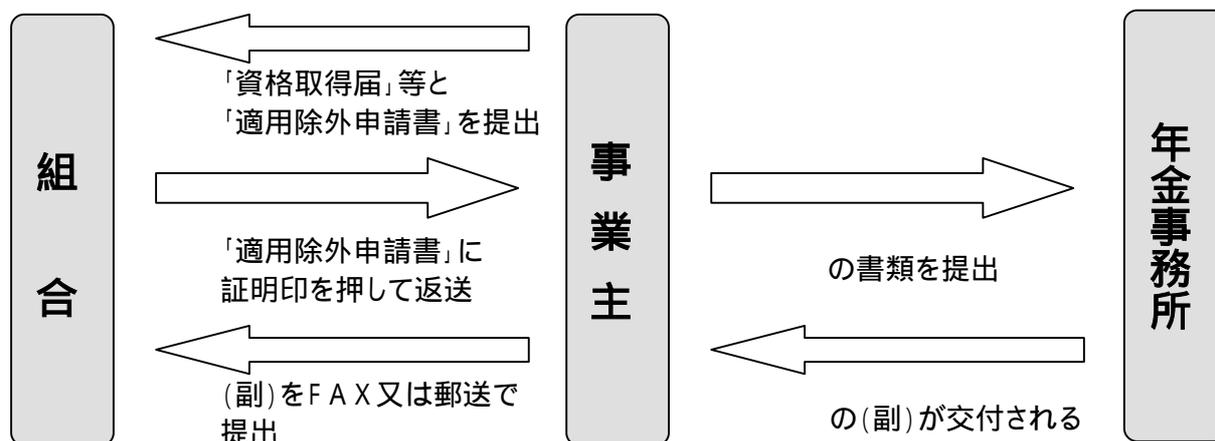
事実の発生した日から、**5日以内**に年金事務所に申請しなければなりません。

なお、やむを得ない理由により、5日以内に届け出が出来なかった場合は、「5日以内に届出が出来なかったその理由を記載した理由書」の添付が必要です。

法人事業所・常勤従業員が5人以上の個人事業所

「**法人事業所**」並びに「**常勤従業員が5人以上の個人事業所**」は、社会保険（健康保険と厚生年金）の強制適用となります。しかし、健康保険については、「健康保険被保険者適用除外承認申請」をして承認されれば、組合に加入する（資格継続）ことができます。

申請の流れ



パートさんの取扱い

従業員の人数としてパート、アルバイトさんは人数に含める必要はありません。しかし、下記に該当する場合は常勤と同じ扱いを受けます。

労働日数	1ヶ月の労働日数が常勤の4分の3以上
労働時間	1日の労働時間が常勤の4分の3以上

パート証明

パート、アルバイト扱いの方は、パート証明を提出していただくことになります。様式は組合にありますのでご連絡下さい。

パート 正規雇用、 正規雇用 パート となった場合もご連絡ください。

適用除外事業所の資格喪失をされた事業所

従業員数が4名以下になり、適用除外の資格喪失を年金事務所に提出された場合は、必ず組合へご連絡下さい。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

平成28年1月から社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まります。これにともない、平成27年10月から順次、「通知カード」がお住まいの市区町村から郵送され、国民一人一人に個人番号(マイナンバー)が通知されますので、大切に保管してください。

今後は国保組合でもマイナンバーの利用が義務付けられ、各種手続きにおいてマイナンバーの記入が必要となります。皆様に個人番号の提供をお願いする際は、ご協力をお願いします。

マイナンバーにともなう各種届出・申請様式の変更

平成28年1月から、資格取得・喪失の届出、氏名変更の届出、療養費、高額療養費、限度額適用認定証の申請等の様式にマイナンバーの欄が設けられる予定です。



愛称：マイナちゃん

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

**喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。
資格を喪失(退職等)された時点で被保険者証は使用できません。**

(喪失後受診など医療機関とのトラブルが起こっています。)

保険料は毎月10日に銀行へ引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動を締め切ります。加入・喪失の場合は、その日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いします。

加入の場合の保険料は

月初めや月末でも、加入月分の保険料は徴収します。

喪失の場合の保険料は

月途中の喪失は、前月分までの保険料を徴収します。

